

最近の判例から (17)－太陽光パネルの撤去請求－

太陽光パネルの反射光は受忍限度を超えるものではないとして、建設会社に対する損害賠償請求が棄却された事例

(東京高判 平25・3・13 判例時報2199-23) 金子 寛司

新築建物の北側屋根に設置された太陽光パネルの反射光により、建物の所有権の円滑な利用が妨げられたとして、隣地建物所有者が、建て主に対して同パネルの撤去を、同人及び建設会社に対して不法行為に基づく損害賠償を求め、一審において同パネルの撤去と損害賠償請求の一部が認められ、建設会社のみが控訴した事案において、太陽光パネルの反射光による被害は、受忍限度を超えるものではないとして、一審判決のうち建設会社の敗訴部分が取り消され、同社に対する請求が棄却された事例（東京高裁 平成25年3月13日判決 一部取消 確定 判例時報2199号23頁）

1 事案の概要

A（一審被告）は、平成20年4月14日、Y1及びY2（被控訴人；以下「Yら」という。）の建物の南側に、X（控訴人；建設会社）によって、2階建ての本件建物を新築し、屋根上にソーラーパネルを南側に7枚、北側に12枚設置した（以下、北側に設置したソーラーパネルを「本件パネル」という。）。

本件建物は、その敷地が南側に傾斜して低くなっており、北側斜線の規制等のため、中央やや南側部分に最も高い部分があり、屋根の面積は、南側より北側が広く設計され、南側の屋根よりも北側の屋根により多くのソーラーパネルが設置された。また、本件パネルは、Yらの建物の南側の2階ベランダに出て立った際には目の前に見える位置関係になる。

本件建物が完成する前の平成20年3月17日、Yらの建物に、本件パネルの反射光が差し込んできたため、Y1は、直ちにAに対処を求め、同月26日、Xの担当者らが、本件パネルの反射光がYらの建物に差し込む状況を確認するなどしたが解決には至らなかった。

Yらは、Aに対し、所有権に基づく妨害排除請求として本件パネルの撤去を求め、A及びXに対して不法行為に基づく損害賠償（Yらに各自110万円）を求めた。一審は、本件パネルの撤去請求及び損害賠償請求の一部（Yらに各自11万円）を認め、Xが控訴した。

なお、Aは控訴をせず、本件パネルは、平成24年8月下旬に撤去された。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示し、一審判決のうちXの敗訴部分を取り消し、Xに対するYらの請求を棄却した。

(1) Yらは、本件パネルの反射時には通常の晴天時の4000倍以上のまぶしさとなると主張する。しかしながら、弁論の全趣旨によれば、本件パネルの反射光が通常の4000倍以上のまぶしさがあると認定することは困難である。なお、当審においてYらに対し、資料の追加を促しても、的確な証拠が提出されなかったことは、当裁判所に明らかな事実である。

(2) まぶしさの単位である輝度（单位名称：カンデラ [cd/m²]）を測定する輝度計を用いて、屋外の陽の当たる場所で本件パネルと陶器瓦、スレート瓦、その他の屋根材、サ

ッシ類等を並べて、約2メートルの距離から輝度測定をしたところ、いずれの場合にも、本件パネルの方が輝度が低かったことが認められる。

しかし、ソーラーパネルの正反射する場合の反射率は、一般に用いられている屋根材の中でも比較的まぶしいとされる白ガルバニウム鋼板と比べて若干高い程度であることが認められ、相当程度のまぶしさを感じるものではあることは否定できない。

また、太陽光パネルメーカーの中には、そのホームページにおいて「北面への設置は、発電量が少ないこと及び近隣（北側）への反射光被害が懸念されるため、設置をおやめ下さい」と記載しているメーカーもあり、これは、太陽光パネルの反射光のまぶしさが屋根による反射光のまぶしさに比べてより被害が大きいことをうかがわせるものである。

以上を総合すると、本件パネルによる反射光が、相当まぶしいものであることはうかがわれるものの、その強度を明らかにする証拠はないといわざるを得ない。

(3) 本件パネルの反射光がYらの建物に照射される時間は、春分の日において、2階部分にのみ午前9時頃から11時頃まで2時間程度、秋分の日において、2階部分の一部にのみ午前9時頃から10時頃まで1時間程度、冬至の日において、1階部分の一部にのみ午前10時15分頃から45分頃まで30分程度、夏至の日においては0分であることが認められるのであり、窓の位置や反射光の差し込む角度等を考慮すると、実質的にYらの建物に反射光が差し込んでいると評価できる時間はこれよりも更に相当短くなると考えられる。

Yらは、カーテンをひいても本件パネルの反射光を避けることはできないと主張する。

しかしながら、レースのカーテンによっても相当程度透過を防げることができ、厚手の

カーテンによればほぼ透過を妨げることができると認められる。また、直進する光の性質上、反射光を直視しない限り、継続的に反射光の被害を受けることはなく、回避は容易であるといえることができる。

(4) 本件パネルの設置に当たっては、北側の隣接家屋であるYらの建物とそこに居住するYらへの配慮が求められるというべきではある。

しかしながら、そのまぶしさの強度は、一般に用いられている屋根材と比べてどの程度強いかは明らかではなく、また、反射光がYらの建物に差し込む時間は比較的短く、まぶしさを回避する措置を採ることが容易であるといえるのであるから、これらを総合すると、本件パネルの反射光によるYらの被害は、それが受忍限度を超えるものであると直ちに認めることはできない。

そして、原判決後に本件パネルが撤去されていることも併せて考慮すると、Xによる賠償を命ずべき損害がYらに生じたとはまではいえないと解するのが相当である。

3 まとめ

本事例は、横浜地判 平24・4・18 RETIO 89-100の控訴審であるが、ソーラーパネルによる反射光が受忍限度を超える違法な侵害となるか否かの判断に当たっては、建設会社側の主張が概ね認められており、賠償を命ずべき損害も生じていないとされた。一審判決後の8月下旬に北側屋根に設置されたソーラーパネルは全て撤去されていることも大きな要因と思われる。

本件では建設会社が勝訴しているが、本事例は、ソーラーパネルの設置に当たり、反射光やそれに伴う温度の上昇等について、周囲の建物等への配慮も必要であることを示唆する事例ともいえよう。